平成２５年（フ）第２４９８号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23　神代団地19―403
債務者　田中　直子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５６９号
東京都足立区栗原１丁目19―８　ネット第82―304
債務者　小島　美穂
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５７０号
東京都世田谷区太子堂３丁目19―４　第三福寿荘205
債務者　橋本　雄一
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８号
長野県佐久市協和7254番地６
債務者　戸枝加志雄
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第７３号
静岡県磐田市浜部510番地２
債務者　西原サレス　アントニオこと　デ　サレス　アントニオ
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
静岡県浜松市中区北寺島町218番地の４　メゾンスリーオーク402、前住所静岡県浜松市中区鴨江３丁目６番10号
債務者　須田　克彰
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目６番27号　グリーンハイム高丘202
債務者　鍋田　恭平
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
愛知県蒲郡市豊岡町西門73番地１
債務者　高橋カチアこと　ロドリゲス　ダ　シルバ　カチア
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地2461番地５
債務者　鶴田　真也
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第２４４７号
東京都北区桐ケ丘１丁目19―45―610
債務者　小室　優子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３７号
大阪市西区本田１丁目８番10号　501
債務者　坂本　　順
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０６４号
大阪市都島区東野田町５丁目５番４号　ユニライフ京橋203号
債務者　栗林　健治
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第８１５３号
東京都足立区西新井本町１丁目５－８―202
破産者　蟻波　義和
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２０８号
東京都新宿区西新宿７丁目21番３号　ＤＵＯ西新宿1007
破産者　株式会社日本放射線技師会出版会
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２０９号
東京都新宿区西新宿７丁目21―３―1007
破産者　中村　幸子
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９８０号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目57―Ｂ―608
破産者　新妻　　聡
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部